

平成 30 年

# 三重県議会定例会会議録

( 12 月 20 日 )  
( 第 30 号 )

第  
30  
号  
12  
月  
20  
日



平成30年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 30 号

○平成30年12月20日（木曜日）

---

### 議事日程（第30号）

平成30年12月20日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第150号から議案第200号まで  
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 2 請願の件  
〔討論、採決〕
- 第 3 意見書案第12号から意見書案第17号まで  
〔討論、採決〕
- 第 4 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第 5 議提議案第 8 号  
〔提案説明、採決〕
- 第 6 議案第201号  
〔提案説明、採決〕
- 第 7 閉会中の継続審査及び調査の件

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議案第150号から議案第200号まで
- 日程第 2 請願の件
- 日程第 3 意見書案第12号から意見書案第17号まで
- 日程第 4 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 日程第 5 議提議案第 8 号

日程第6 議案第201号

日程第7 閉会中の継続審査及び調査の件

---

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚
8	番	野村	保夫
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	濱井	初男
14	番	木津	直樹
15	番	田中	祐治
16	番	野口	正
17	番	石田	成生
18	番	彦坂	公之
19	番	大久保	孝栄
20	番	東	豊
21	番	山内	道明
22	番	吉川	新
23	番	津村	衛

24	番	杉	本	熊	野
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	小	林	正	人
28	番	服	部	富	男
29	番	津	田	健	児
30	番	中	嶋	年	規
31	番	村	林		聡
32	番	長	田	隆	尚
33	番	奥	野	英	介
34	番	今	井	智	広
35	番	日	沖	正	信
36	番	前	田	剛	志
37	番	舟	橋	裕	幸
38	番	三	谷	哲	央
39	番	中	村	進	一
40	番	青	木	謙	順
41	番	中	森	博	文
43	番	前	野	和	美
44	番	水	谷		隆
45	番	山	本		勝
46	番	山	本	教	和
47	番	西	場	信	行
48	番	中	川	正	美
49	番	館		直	人
(42)	番	欠			番)

## 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	岩 崎 浩 也
書 記 (議事課長)	佐 藤 史 紀
書 記 (企画法務課長)	稲 垣 雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村 晃 康
書 記 (議事課主幹)	川 北 裕 美
書 記 (議事課主幹)	松 本 昇

---

## 会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	福 永 和 伸
戦略企画部長	西 城 昭 二
総 務 部 長	嶋 田 宜 浩
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	田 中 功
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	鈴 木 伸 幸
農林水産部長	岡 村 昌 和
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子

企 業 庁 長  
病院事業庁長  
会計管理者兼出納局長

山 神 秀 次  
長谷川 耕 一  
荒 木 敏 之

教 育 長

廣 田 恵 子

公安委員会委員  
警 察 本 部 長

川 端 郁 子  
難 波 健 太

代表監査委員  
監査委員事務局長

山 口 和 夫  
水 島 徹

人事委員会委員  
人事委員会事務局長

降 旗 道 男  
山 口 武 美

選挙管理委員会委員長

高 木 久 代

労働委員会事務局長

永 田 慎 吾

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（前田剛志） おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（前田剛志） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から

提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第12号から意見書案第17号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議提議案第8号並びに議案第201号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

### 環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件名
184	三重県地方卸売市場の指定管理者の指定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年12月12日

三重県議会議長 前田 剛志 様

環境生活農林水産常任委員長 藤田 宜三

---

### 医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
171	医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年12月10日

三重県議会議長 前田 剛志 様



防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
169	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
173	工事請負契約について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期事業スクリーンポンプ棟（土木）建設工事）
174	工事請負契約について（宮川流域下水道（宮川処理区）明和幹線（第6工区）管渠工事）
175	県道の路線認定及び廃止について
177	損害賠償の額の決定及び和解について
178	損害賠償の額の決定及び和解について
179	損害賠償の額の決定及び和解について
185	三重県流域下水道施設の指定管理者の指定について
186	三重県営住宅（北勢ブロック）の指定管理者の指定について
187	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（中勢伊賀ブロック）の指定管理者の指定について
188	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢ブロック）の指定管理者の指定について
189	三重県営住宅（東紀州ブロック）の指定管理者の指定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年12月13日

三重県議会議長 前田 剛志 様

防災県土整備企業常任委員長 小島 智子

---

### 教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
180	損害賠償の額の決定及び和解について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年12月11日

三重県議会議長 前田 剛志 様

教育警察常任委員長 木津 直樹

---

### 総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
176	損害賠償の額の決定及び和解について
181	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢の指定管理者の指定について
182	三重県営松阪野球場の指定管理者の指定について
183	三重県営ライフル射撃場の指定管理者の指定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年12月11日

三重県議会議長 前田 剛志 様

総務地域連携常任委員長 服部 富男

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
150	平成30年度三重県一般会計補正予算（第1号）
151	平成30年度三重県債管理特別会計補正予算（第1号）
152	平成30年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）
153	平成30年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
154	平成30年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
155	平成30年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第1号）
156	平成30年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
157	平成30年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
158	平成30年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
159	平成30年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
160	平成30年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
161	平成30年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

162	平成30年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
163	平成30年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）
164	平成30年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
165	平成30年度三重県電気事業会計補正予算（第1号）
166	平成30年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）
167	知事の給料の特例に関する条例案
168	三重県営土地改良事業分担金等徴収条例案
170	三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案
172	当せん金付証票の発売について
190	平成30年度三重県一般会計補正予算（第2号）
191	平成30年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号）
192	平成30年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）
193	平成30年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）
194	平成30年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
195	平成30年度三重県電気事業会計補正予算（第2号）
196	平成30年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
197	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案

198	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
199	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
200	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成30年12月18日

三重県議会議長 前田 剛志 様

予算決算常任委員長 津村 衛

## 請 願 審 査 結 果 報 告 書

( 新 規 分 )

総務地域連携常任委員会関係

受理番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査結果
請55	自動車税・自動車取得税の減免制度の拡充について	四日市市南垂坂810-47 三重県肢体不自由児者 父母の会連合会 会長 鈴木 錠平  津市桜橋2丁目130番地 社会福祉法人三重県視 覚障害者協会 会長 内田 順朗	芳野正英 山本里香 岡野惠美 倉本崇弘 野村稔尚 下野保夫 小島幸助 田中智子 野口祐治 大久保正栄 藤内道明 小林正三人 長田隆尚 西場信	採択

請56	消費税の10%への引き上げ中止を求め意見書提出を求めることについて	津市柳山津興1535-23 三重県社会保障推進協議会 会長 林友信 ほか8名	山岡稲	本野森	里惠稔	香美尚	不採択
-----	-----------------------------------	---	-----	-----	-----	-----	-----

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請57	私学助成について	津市上浜町一丁目293番地の4 三重県私立高等学校・中学校・小学校保護者会連合会 会長 加藤 健一 ほか20名	芳野正英 山本里香 岡野惠美 倉本崇弘 野森稔尚 野村保夫 下野幸助 小島智子 田中祐治 野口正道 大久保孝栄 山内明 小林正隆 小長田隆 西場信行	採択

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請58	母子保健の一環として、妊婦歯科健康診査・歯科保健指導を受けられる全県的な環境の整備等を求めることについて	津市桜橋2丁目120-2 公益社団法人 三重県歯科医師会 会長 田所 泰	芳野正英 中瀬古初 山本里香 岡野惠美 倉本崇弘 野森稔尚 野村保夫 下野幸助 小島智子 田中祐治 大久保孝栄 山内明 藤田宜三	採択

			小長西 林田場 正隆智信 人尚広行	
請59	少子化対策の一環として、妊婦の口腔の健康を維持するため、県内全市町で妊婦への歯科健康診査が実施されるよう国に対し、意見書の提出を求めることについて	津市観音寺町429-13 三重県保険医協会 会長 宮崎 智徳	芳野正 中瀬古本初 山岡本野里 倉本森崇 稲森稔 下野幸 小島智 藤田宜	採択
請60	受動喫煙防止対策をすすめるため、三重県で条例を制定することを求めることについて	津市観音寺町429-13 三重県保険医協会 会長 宮崎 智徳	芳野正 山岡本野里 倉本森崇 稲森稔 野村保 下野幸 小島智 藤田宜	不採択
請61	介護人材の安定的な確保等に向けた支援を求めることについて	津市桜橋2丁目131 三重県老人福祉施設協会 会長代行 高木 章吉	芳野正 倉本森崇 稲森稔 野村保 下野幸 小島智 田中祐 大久保孝 山内道 藤田宜 小長林 西場信	採択
請62	難病の患者に対する医療費助成制度の充実を求めることについて	津市桜橋3丁目446-34 特定非営利活動法人 三重難病連 会長 河原 洋紀	芳野正 山岡本野里 倉本森崇 稲森稔 野村保 野正 山野里 岡野恵	採択

			倉本崇弘 稲森稔尚 野村野幸夫 下野島智助 小島中祐子 田久保孝治 大保孝栄 山内道明 藤田宜三 小林正隆 小田隆信 長場	
請63	後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対することについて	津市寿町7-50 三重県年金者組合 会長 辻井 良和 ほか5,963名	山本里香 岡野恵美 稲森稔尚	不採択

( 審 査 中 分 )

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請48	主要農作物の種子を守る新たな法律の制定に関する意見書の提出をもとめることについて	津市寿町7-50 農民運動三重県連合会 会長 吉川 重彦 ほか5名	山本里香 岡野恵美 稲森稔尚	継続審査

意見書案第12号

私学助成の充実を求める意見書案  
上記提出する。

平成30年12月10日

提出者

環境生活農林水産常任委員長

藤田 宜三



## 私学助成の充実を求める意見書案

私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かで特色ある教育を行い、教育の振興及び発展に寄与している。

しかしながら、小学校、中学校及び高等学校における公私間の教育費負担の格差は大きく、私立学校に修学する生徒等の保護者は大きな経済的負担を強いられている。

また、近年における少子化等の影響もあり、私立学校をめぐる経営環境は厳しい状況にある。

よって、本県議会は、国において、私立学校に修学する生徒等の保護者の経済的負担の軽減及び私立学校における経営の健全性向上を図るため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに、経常的経費の助成を拡充するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前 田 剛 志

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

---

意見書案第13号

介護人材の安定的な確保等に向けた措置を求める意見書案  
上記提出する。

平成30年12月10日

提 出 者

医療保健子ども福祉病院常任委員長

野口 正

## 介護人材の安定的な確保等に向けた措置を求める意見書案

国は、「ニッポン一億総活躍プラン」において、「介護離職ゼロ」を目標に掲げ、介護人材確保のための総合的な対策に取り組んでいる。

また、国においては、2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築を実現することとしているが、その実現のためには、在宅支援を支える介護人材の質・量の両面にわたる確保が必要である。

しかしながら、近年、介護施設や事業所の中には、介護従事者を確保できずに、やむなく事業等の休廃止を余儀なくされるところもあるなど、我が国は、これまでに経験したことのないような厳しい介護人材不足に直面している。

今後も介護サービス量の増大が見込まれる中で、将来を見据えた総合的かつ計画的な介護人材の確保対策を講じていくことは、我が国の最重要課題である。

よって、本県議会は、国に対し、以下の事項の実現を強く要望する。

### 記

- 1 介護現場におけるロボットの導入と普及は、深刻な人材不足にあつて、介護業務の効率化、負担の軽減を図るために不可欠なものとなっていることから、介護ロボットの開発及び導入による効果の実証を進めるとともに、その結果を踏まえて、次回の介護報酬改定において、介護人員・設備基準の見直しを行うこと。
- 2 介護職員処遇改善加算は、介護人材の確保と定着のために不可欠なものであることから、恒久化を行うとともに、介護が多種多様な職種の職員によるチームケアで行われている現状に鑑み、介護職以外の介護に従事する職種も対象となるよう支給対象者の範囲を拡大すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田剛志

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、  
一億総活躍担当大臣

---

意見書案第14号

難病の患者に対する医療費助成制度の充実を求める意見書案  
上記提出する。

平成30年12月10日

提出者

医療保健子ども福祉病院常任委員長

野口 正

難病の患者に対する医療費助成制度の充実を求める意見書案

平成29年12月末、難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）の施行前から特定疾患治療研究事業により医療費助成を受けていた難病の患者に対する医療費助成継続の経過措置が終了したことにより、難病法による「重症度分類」の基準を満たさない多くの「軽症」の患者が医療費助成の対象から外れることとなった。

医療費助成の対象外となった難病の患者は、医療費の自己負担が増すほか、自治体から制度変更や福祉サービス等の情報が入手し難くなるなど、大きな不利益を被ることとなる。

こうした問題は、平成27年1月の難病法施行時に、国が医療費助成の対象となる疾患を拡大した一方で、全体の医療費助成額を抑制するため、原則として「軽症」の患者を対象外としたことにより生じている。

難病の患者の負担軽減を図るとともに、「軽症」の患者の症状等の実態を把握し、難病の原因究明や治療法の早期開発などにつなげ、また、難病の患者に対する社会的支援を強めるため、指定難病の患者であれば「軽症」であっても

医療費助成の対象とすべきである。

よって、本県議会は、国に対し、「重症度分類」の基準による医療費助成の対象の選別を行わず、全ての指定難病の患者を医療費助成の対象とすることをはじめ、難病の患者に対する医療費助成制度を充実するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田剛志

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

---

意見書案第15号

妊婦歯科健康診査の実施を促進するための措置を求める意見書案  
上記提出する。

平成30年12月10日

提出者

医療保健子ども福祉病院常任委員長  
野口 正

妊婦歯科健康診査の実施を促進するための措置を求める意見書案

妊婦は、つわりやホルモンバランスの変化などにより、口腔内の衛生状態が悪化したり、歯周疾患に罹患しやすくなる。また、近年では、重度の歯周病がある妊婦は、早産や低体重児出産のリスクが高まることが報告されている。

妊婦が歯科健康診査を受け、適切な口腔ケア等を行うことは、妊娠期の口腔内環境を整え、歯周病による出産時のリスクを予防するだけでなく、生まれてくる子どものむし歯や歯周病予防にもつながるものである。

しかしながら、母子保健法第13条第1項において、市町村が必要に応じて妊

産婦に対する健康診査を実施することが規定されているが、同条第2項に基づく「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年厚労省告示第226号）の中で示されている妊婦健康診査の内容等の項目には、歯科の項目が示されていない。このことは、一部の市町村において、妊婦歯科健康診査が実施されていないことの一因と考えられる。

よって、本県議会は、国に対し、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」における妊婦健康診査の内容等に歯科健康診査の項目を追加するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田剛志

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

意見書案第16号

認知症施策の推進を求める意見書案  
上記提出する。

平成30年12月13日

提出者

芳野正英  
山本里香  
岡野恵美  
倉本崇弘  
稲森稔尚  
野村保夫  
下野幸助  
小島智子  
田中祐治

野 口 正  
大久保 孝 栄  
山 内 道 明  
吉 川 新  
藤 田 宜 三  
小 林 正 人  
長 田 隆 尚  
西 場 信 行

### 認知症施策の推進を求める意見書案

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。2015年の将来推計では約525万人であったものが、2025年の将来推計では700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳を持って生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切にし、家族等にも寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に取組みられてこなかった課題にも踏み込んでいく必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって、本県議会は、国において、認知症施策の更なる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れて、下記の事項に取り組むことを強く求める。

#### 記

- 1 国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。

- 2 認知症診断直後は、相談できる人がいないなどの事情により、必要な支援や情報を得るに当たっての空白期間が生じている。この空白期間を解消するため、本人が必要とする支援や情報を的確に得ることができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。
- 3 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を促進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- 4 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。
- 以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田剛志

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

---

意見書案第17号

全国知事会による「米軍基地負担に関する提言」の実現を求める  
意見書案  
上記提出する。

平成30年12月13日

提出者

山本里香  
岡野恵美

全国知事会による「米軍基地負担に関する提言」の実現を求める  
意見書案

47都道府県の知事で構成する全国知事会は、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成28年11月に米軍基地負担に関する研究会を設置した。

そして、これまで研究会を6回にわたり開催し、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有権者からのヒアリングを行うなど共通理解を深め、7月27日の全国知事会議において「米軍基地負担に関する提言」を決議した。

提言は、日米安全保障体制の重要性を踏まえつつも、米軍基地の存在が、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面があること、基地周辺以外においても艦載機やヘリコプターによる飛行訓練等が実施されており、騒音被害や事故に対する住民の不安もあり、訓練ルートや訓練が行われる時期・内容などについて、関係の自治体への事前説明・通告が求められていること、これまで米軍基地の整理・縮小・返還が進んでいるものの、沖縄県における米軍専用施設の基地面積割合は全国の7割を占め、依然として極めて高いこと、日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって依然として十分とは言えない現状であること、沖縄県の例では、県経済に占める基地関連収入は復帰時に比べて大幅に低下し、返還後の跡地利用に伴う経済効果は基地経済を大きく上回るものとなっており、経済効果の面からも更なる基地の返還等が求められていることといった米軍基地負



担の現状や改善すべき課題を確認している。

47都道府県の知事が、各自治体住民の生活に直結する重要な問題として、米軍基地負担の現状や改善すべき課題について共通理解を深め、米軍基地の負担軽減や日米地位協定の抜本的な見直し等に関する提言を決定したことは極めて重いものである。

よって、本県議会は、国において、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、全国知事会が「米軍基地負担に関する提言」において提言している下記の事項について、一層積極的に取り組み、その実現を図るよう強く求める。

#### 記

- 1 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと。
- 2 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること。
- 3 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組を進めること。また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。
- 4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田剛志

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、  
沖縄基地負担軽減担当大臣

---

提出議案件名

議案第201号 教育委員会委員の選任につき同意を得るについて

議提議案第8号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を改正する条例案

---

議提議案第8号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部を改正する条例案

右提出する。

平成30年12月18日

提出者	中瀬古 初 美
	岡 野 恵 美
	稲 森 稔 尚
	下 野 幸 助
	野 口 正
	山 内 道 明
	津 村 衛
	津 田 健 児
	三 谷 哲 央
	水 谷 隆

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和

三十一年三重県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第七条 (略)</p> <p>2 国内旅行にあっては、旅費の種類は、職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第四十六号。以下「旅費条例」という。)第六条第一項に規定するもの(旅行雑費を除く。)のほか、公務雑費とする。</p> <p>3 公務雑費は、実費額により支給する。</p>	<p>第七条 (略)</p> <p>2 国内旅行にあっては、旅費の種類は、職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第四十六号。以下「旅費条例」という。)第六条第一項に規定するもののほか、公務雑費とする。</p> <p>3 公務雑費は、<u>旅費条例第六条に規定する旅行雑費に代え旅行中の日数に応じ一日当たりの定額又は実費額により支給する。</u></p> <p>4 <u>公務雑費の定額は、次項に規定する公務雑費の定額の基本額による。</u></p> <p>5 <u>公務雑費の定額の基本額は、一日につき三千円とする。</u></p> <p>6 <u>公務雑費の定額の基本額は、議長、副議長若しくは議員の住居から議事堂まで、又は、議事堂から議長、副議長若しくは議員の住居までの旅行以外の旅行であって、かつ、県の所有する自動車(借上バスを含む。以下同じ。)による旅行以外の旅行をした場合に支給する。ただし、当該旅行について、県の所有する自動車によることが相当であるにもかかわらず、これによらなかった場合は、この限りでない。</u></p>

	<p>7 <u>交通機関による県外の旅行の場合で、次の各号のいずれかに該当する旅行にあっては、第四項の規定にかかわらず公務雑費の定額の基本額に当該各号に規定する額を加算した額を公務雑費の定額とする。</u></p> <p>一 <u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める早朝の出発となる旅行（第三号に掲げる旅行を除く。）</u> 千円</p> <p>二 <u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める夜間の帰着となる旅行（次号に掲げる旅行を除く。）</u> 千円</p> <p>三 <u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める早朝の出発かつ夜間の帰着となる旅行</u> 二千元</p> <p>8 <u>一日に二以上の交通機関による県外の旅行をする場合で、これらの旅行のうち一以上の前項各号のいずれかに該当する旅行をするときは、第四項の規定にかかわらず公務雑費の定額の基本額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する額を加算した額を公務雑費の定額とする。</u></p>
--	---

	<p>二 <u>一以上の前項第一号に該当する旅行及び一以上の同項第二号に該当する旅行をする場合（次号に掲げる場合を除く。）</u> <u>二千元</u></p> <p>二 <u>前項第三号に該当する旅行をする場合</u> <u>二千元</u></p> <p>三 <u>前二号に掲げる場合以外の場合</u> <u>千円</u></p>
<p>4 <u>公務雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路若しくは駐車場の利用料金の額又はタクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーの運賃若しくは料金の額とする。</u></p>	<p>9 <u>公務雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路の利用料金の額とする。</u></p>
<p>5 <u>宿泊料の額は、一夜につき、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>一 <u>旅費条例別表第一に規定する甲地方（第八条において単に「甲地方」という。）</u> <u>一万五千五百円</u></p> <p>二 <u>旅費条例別表第一に規定する乙地方</u> <u>一万四千二百円</u></p>	<p>10 <u>宿泊料及び食卓料は、一夜当たり次の各号に規定する額を支給する。</u></p> <p>一 <u>宿泊料</u> <u>一万六千五百円</u></p> <p>二 <u>食卓料</u> <u>三千三百円</u></p>
<p>6 <u>食卓料の額は、一夜につき、三千円とする。</u></p>	<p>11 <u>同一地域（旅費条例第二条第二項に規定する地域をいう。）内における旅行について、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃（自家用自動車による旅行を除く。）等を要する場合で、その実費額が当</u></p>

<p>第八条 議長は、議長、副議長及び議員が、公務上の必要により宿泊施設が指定されている旅行、甲地方への旅行等をする場合において、特別の事由により前条の規定によることが不相当であると認めるときは、その都度別に定めることができる。</p>	<p><u>該旅行をする日において支給される公務雑費の定額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃等を支給する。</u></p> <p>第八条 議長は、議長、副議長及び議員が、公務上の必要により宿泊施設が指定されている旅行、<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四号）別表第一の甲地方への旅行等をする場合において、特別の事由により前条の規定によることが不相当であると認めるときは、その都度別に定めることができる。</u></p>
--	---

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日以前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

#### 提案理由

議会経費の削減のため、議員の旅費の支給等について改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

---

### 委 員 長 報 告

○議長（前田剛志） 日程第1、議案第150号から議案第200号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結

果について報告を求めます。藤田宜三環境生活農林水産常任委員長。

〔藤田宜三環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（藤田宜三） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第184号三重県地方卸売市場の指定管理者の指定についてにつきましては、去る12月12日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 野口 正医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔野口 正医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（野口 正） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第171号医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、去る12月10日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 小島智子防災県土整備企業常任委員長。

〔小島智子防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（小島智子） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第169号三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案外11件につきましては、去る12月13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 木津直樹教育警察常任委員長。

〔木津直樹教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（木津直樹） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託された議案第180号損害賠償の額の決定及び和解についてにつきましては、去る12月11日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 服部富男総務地域連携常任委員長。

〔服部富男総務地域連携常任委員長登壇〕

○総務地域連携常任委員長（服部富男） 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議案第176号損害賠償の額の決定及び和解について外3件につきましては、去る12月11日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。

競技力の向上についてであります。

2021年に開催される三重とこわか国体に合わせ、ジュニア・少年・成年の各世代に応じた育成・強化や、県内企業等の協力による選手の受け入れ促進、優れた指導者の養成・確保など、競技力向上に向けた取組が進められているところです。

県当局におかれましては、これらの取組については、三重とこわか国体での本県選手の活躍に資するものであることはもちろんですが、国体開催後も、国体開催による無形のレガシーとして、競技力の維持、そして、さらなる向上につながる取組となるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 津村 衛予算決算常任委員長。

〔津村 衛予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（津村 衛） 御報告申し上げます。



予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第150号平成30年度三重県一般会計補正予算（第1号）外31件につきましては、去る12月10日から13日に、該当の分科会で詳細な審査を行った後、12月18日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第151号から議案第168号まで、議案第170号、議案第172号、議案第191号から議案第196号まで、及び議案第198号から議案第200号までの29件については全会一致をもって原案を可決、議案第150号、議案第190号及び議案第197号の3件につきましては、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

## 討 論

○議長（前田剛志） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。5番 岡野恵美議員。

〔5番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○5番（岡野恵美） 日本共産党、津市選出の岡野恵美です。

私は、日本共産党を代表して、上程された51議案のうち、議案第150号平成30年度三重県一般会計補正予算（第1号）、議案第190号三重県一般会計補正予算（第2号）など8本の議案に反対し、他の議案は賛成いたします。

以下その理由を申し述べますので、よろしく願いいたします。

私たち日本共産党が、議案第150号平成30年度三重県一般会計補正予算（第1号）に反対する理由は、来年4月18日に行われる天皇の伊勢神宮参拝にかかる債務負担行為予算のうちの一部予算は認められないとする立場であるからです。

日本共産党は、日本国憲法の全条項を守る立場から、天皇の代がわりに伴う一連の儀式に当たっても日本国憲法の原則、特に国民主権と政教分離の原則を厳格に守ることが大切であると考えます。今回、今の天皇が代がわりを

伊勢神宮に報告するというので、行幸にかかわる予算のうち県で負担するものとして、453万5000円の予算が計上されています。日程表の作成や印刷代に87万円、記念誌の作成委託料134万円、報道バス4台分3日間の借り上げ料などの予算232万5000円となっています。

私たちはこのバス借り上げ料のうち、県政記者クラブやテレビ、雑誌などの取材バス代と、一緒に来る宮内庁記者会のバスの借り上げ料まで、県費でもつ必要はないと考えます。撮影場所などをあらかじめ決められ、バスは車列に入って移動するとお聞きしました。

しかし、報道関係者のバス代等の経費は特別な扱いをするのではなく、それぞれの記者の所属する会社で負担していただいてもよいのではないかと思います。

秋篠宮が先ごろ、代がわりに関する宗教上の経費については、あらかじめ決められた宮内庁予算を使い、華美にならないよう発言されたようですが、経費の見直しを提言されたことは立派だと思います。私たちもこの際、先例の踏襲でなく、常に見直すべきだと申し上げたいと思います。

次に、予算関係の議案として議案第197号知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案と議案第190号三重県一般会計補正予算（第2号）について反対いたします。

理由は、知事及び副知事の期末手当について、年間支給割合を100分の330から、100分の335に引き上げるということで、引き上げ率はわずかではありますが、昨今の県財政の現状や県行政に対する厳しい県民感情から見て、その責任者である知事等の給与引き上げは好ましいとは思えないからです。

また、議案第190号の補正予算は、この知事等給与の引き上げも反映されていますので、反対せざるを得ません。

次に、議案第181号から第189号までの9本の議案は、指定管理者の指定についての議案であります。私たちはこのうちの、議案第185号三重県流域下水道施設の指定管理者の指定についてと、議案第186号から議案第189号までの県営住宅に関する指定管理者の指定についての計5議案については認めるわ

けにはいかないとの判断をさせていただきました。

日本共産党は、以前から上下水道事業や県営住宅は、県民の基本的な生活インフラにかかわる事業であり、指定管理者に任すべきではないという考えを持っております。さきの臨時国会で、水道事業にかかわって広域化や運営権の売却を進める改正水道法が決まりましたが、専門技術のある自治体職員が民間事業者へ吸収されるおそれや、広域化による自己水源の放棄、住民負担の増大など、安全や安定運営における国民の心配が一層広がっております。

そういった意味からも、既に行われている下水道事業の指定管理者の導入は、今回の水道法改悪の先取りでもあり、公的責任の後退だと考えております。

特に、下水道事業は多額のお金が動く事業でもあり、常に透明性とコンプライアンスが担保されなければなりません。管理者選定に当たり選定委員会が2回開かれ、1回は非公開であります。一応、手続が踏まれておりますが、今回も下水道公社だけが指定管理者の申請を行ったということでもあります。透明性やコンプライアンス上の問題点は指摘されなかったのでしょうか。形式的な審査だけでなく、より慎重な審査を望むものです。

以上、申し上げた理由によって、流域下水道施設の指定管理者の指定については反対いたします。

次に、議案第186号から第189号までの県営住宅の維持管理にかかる指定管理者の指定について申し上げます。

県営住宅に関しては、日本共産党に対して居住する住民からの共益費の使途にかかわる苦情など、維持管理にかかわる様々な相談が寄せられております。

その中身は、県民が住宅課に対応を訴えても、指定管理者の責任だということで無責任な対応に終始したり、中には、職員の異動などもあり、長期にわたるトラブルになっている事例もあります。

今回の指定管理者の指定に当たり、こちらも選定委員会が開かれ、うち1社が2ブロックに申請書を提出しましたが、県が求める要求水準に達しな

かったとのこととです。

私たちは、先ほども申し上げましたが、県営住宅のあるべき姿として、指定管理者任せにするのではなく、県民の利便性を守って、直営であるべきだとの考えを持っております。

したがって、今回の指定管理者の指定議案には賛成しかねるということをし申し述べて、討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（前田剛志） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず議案第151号から議案第184号まで、議案第191号から議案第196号まで及び議案第198号から議案第200号までの43件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第150号、議案第185号から議案第190号まで及び議案第197号の8件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

## 請 願 の 審 議

○議長（前田剛志） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択6件、不採択3件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

## 討 論

○議長（前田剛志） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。4番 山本里香議員。

〔4番 山本里香議員登壇・拍手〕

○4番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

請願第56号、第60号、第63号については、委員会審査については不採択となりましたが、その請願趣旨に大きく賛同し、そして請願第61号については、委員会審査で採択となりましたが、疑義が残るため、それぞれに理由を述べて反対討論をいたします。

請願第56号は、消費税の10%への引き上げ中止を求め国へ意見書を上げることを求めるものです。

1988年の消費税の導入強行成立から30年になります。自民、公明両党が14日に決定した2019年度税制改正大綱で、2019年10月に消費税率10%への引き上げを確実に実施すると明記しました。住宅や自動車の減税制度が盛り込まれたものの、証券優遇税制、法人税減税にはメスを入れておらず、その結果、高額所得者ほど負担する税率が低く抑えられる問題は放置されたままです。大企業、金持ち減税はそのままで、消費税増税だけを確実に実施するという中身です。

さらに、来年度予算案には社会保障切り捨て、大軍拡となっており、軍拡やめれば増税は回避できるはず、消費税は社会保障のためだというのは大う

そだと、怒りが広がっています。

また、世論調査では、消費税増税対策のポイント還元について、矛盾と不公平を広げるだけと反対が賛成を上回っています。

内閣府が発表した今年7月から9月期の国内総生産改定値は、前期に比べた伸び率が先月発表された速報値よりさらに悪化し、物価の変動を除いた実質で0.6%減、1年間続くと仮定した年率では2.5%減となりました。前回消費税が増税された、2014年4月から6月期以来の大幅な落ち込みです。自然災害の影響もありますが、個人消費や設備投資の減少が大きく、消費不況の深刻さを浮き彫りにしています。景気悪化は、政府のほかの経済統計でも軒並み示されています。

私が受ける生活相談では、生活困窮の相談が多くを占めています。消費税の10%への増税が消費をさらに後退させ、景気を冷え込ませるのは目に見えています。政府は複数税率の導入や消費減対策などに巨額の資金を投じると言いますが、制度を複雑にするだけです。

安倍首相は臨時国会閉幕に当たっての記者会見で、十二分の対策を講じると主張しましたが、最善の対策は消費税増税の中止です。県民の声として、この請願を採択し国へ意見書を上げるべきです。不採択とした委員会審査に反対いたします。

請願第60号は、受動喫煙防止対策を進めるために、三重県で条例を定めることを求めるものです。日本は、たばこ規制枠組条約を批准しているにもかかわらず、長年にわたって受動喫煙防止の法規制が行われず、7月に成立した受動喫煙の対策強化を盛り込んだ健康増進法改正も、極めて不十分なものです。三重県においてもさらに補強する条例制定は急務と考えます。

私たちは、屋内全面禁煙にする必要があると考えています。それがWHOの求める水準であり、世界の流れです。

議事堂に喫煙ルームがあることについても問題と考えています。県立学校では敷地内禁煙までしております。

喫煙、受動喫煙による健康被害は言わずもがなです。

厚生労働省の研究によれば、受動喫煙で肺がん、虚血性心疾患、脳血管疾患を誘発されたことによる超過医療費は、年間3000億円を超えていると報告をされています。

日本は、屋内全面禁煙を義務づける法律を持っていない国であり、日本の受動喫煙対策の到達点は、WHOに世界最低レベルと分類されているのが実状です。たばこ規制枠組条約のガイドラインでは、100%の無煙環境以外の方法では効果がないとされています。受動喫煙を防ぐには屋内を禁煙にする必要があります。

飲食店の全面禁煙に反対する方は、客足が落ちることへの懸念を述べてみえます。委員会でもその発言がありました。WHOが実施した国際調査では、レストランやバーを法律で全面禁煙としても、減収はないと結論づけています。愛知県や大阪府が、県内、府内の自主的に全面禁煙に踏み切った飲食店を対象に行なった調査でも、売り上げはほとんど変わらなかったという結果が出ています。

こうしたことを踏まえ、屋内の公共空間、不特定または多数の者が出入りするところと職場を全面禁煙にする受動喫煙防止条例をつくることが必要と考え、この請願に賛同し、不採択とした委員長報告に反対をいたします。

請願第63号は、後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対するものです。

2008年4月に開始された後期高齢者医療制度は、制度発足直前、厚生労働省幹部が医療費が際限なく上がり続ける痛みを、後期高齢者が自分の感覚で感じとっていただくと本音を語り、大問題になりました。実際、75歳以上の人口が増えるほど保険料アップにつながる仕組みになっており、値上げの傾向に歯どめがかかりません。年金から天引きされる保険料の重さが暮らしを圧迫していることは事実そのものです。そして、自己負担2割への引き上げは、この間の医療、介護、年金の連続改悪に続き、高齢者を標的にさらなる痛みを強いるものです。医療の窓口負担増がますます受診抑制を招き、重症化など高齢者の健康に深刻な悪影響を与えることは明らかです。

実際、子どもへの生活相談では、保険料はどうか払っている、でも医療費がどのくらいかかるか心配で病院にかかれないう相談も多くあります。誰もが老いていきます。社会保障として、国、県の資金繰りを強く求め、生活破壊、健康破壊、命を奪うことになりかねない2倍化に反対し、この請願に賛同をします。不採択とした委員長報告に反対をいたします。

請願第61号は、介護人材の安定的な確保に向けた支援を求めるものです。

私どもも、介護を仕事とする人が足りないことを憂い、高齢者福祉増進のため、知恵を集め、あらゆる方法で介護を仕事とする人が誇りと志を持って働きたいと思える、また働き続けられる処遇改善が必要と考えています。AIの効果的な導入や、処遇改善加算の増額、介護に従事する全職種を対象にすることなどはもっともなことです。

しかし、請願にあるように、新しい経済政策パッケージにおける消費税率引き上げによる財源を利用するとの前提ではなく、増税がなくても必要なことと考えています。よって、請願には反対をいたします。

以上、四つの請願について理由を述べ反対討論といたしました。議員の皆さんの賛同をお呼びかけし、終わります。（拍手）

○議長（前田剛志） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（前田剛志） これより採決に入ります。

採決は5回に分け、起立により行います。

まず、請願第55号自動車税・自動車取得税の減免制度の拡充について、請願第57号私学助成について、請願第58号母子保健の一環として、妊婦歯科健康診査・歯科保健指導を受けられる全県的な環境の整備等を求めることについて及び請願第62号難病の患者に対する医療費助成制度の充実を求めることについての4件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。



[賛成者起立]

○議長（前田剛志） 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第56号消費税の10%への引き上げ中止を求め意見書提出を求めることについて及び請願第63号後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対することについての2件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田剛志） 起立多数であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第59号少子化対策の一環として、妊婦の口腔の健康を維持するため、県内全市町で妊婦への歯科健康診査が実施されるよう国に対し、意見書の提出を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田剛志） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第60号受動喫煙防止対策をすすめるため、三重県で条例を制定することを求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田剛志） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり不採択することに決定いたしました。

次に、請願第61号介護人材の安定的な確保等に向けた支援を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田剛志） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるものにつきましては、お手元に配付いたしましたので、御了承願います。

---

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの  
総務地域連携常任委員会関係

請願第55号 自動車税・自動車取得税の減免制度の拡充について  
環境生活農林水産常任委員会関係

請願第57号 私学助成について  
医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

請願第58号 母子保健の一環として、妊婦歯科健康診査・歯科保健指導  
を受けられる全県的な環境の整備等を求めることについて

請願第61号 介護人材の安定的な確保等に向けた支援を求めることにつ  
いて

---

## 意見書案審議

○議長（前田剛志） 日程第3、意見書案第12号私学助成の充実を求める意見書案、意見書案第13号介護人材の安定的な確保等に向けた措置を求める意見書案、意見書案第14号難病の患者に対する医療費助成制度の充実を求める意見書案、意見書案第15号妊婦歯科健康診査の実施を促進するための措置を求める意見書案、意見書案第16号認知症施策の推進を求める意見書案及び意見書案第17号全国知事会による米軍基地負担に関する提言の実現を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第16号及び意見書案第17号は委員会付託を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第16号及び意見書案第17号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

## 討 論

○議長（前田剛志） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。21番 山内道明議員。  
〔21番 山内道明議員登壇・拍手〕

○21番（山内道明） 公明党、四日市市選出の山内道明です。

意見書案第16号認知症施策の推進を求める意見書案に賛成の立場で討論を行ないます。

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けており、2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれています。認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要です。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳を持って生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切にし、家族らも寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、若年性認知症など、これまで十分に組み込まれてこなかった課題にも踏み込んでいく必要があります。

さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療、介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっています。

公明党はこれまで認知症対策の国家戦略新オレンジプランの策定をリードし、認知症を正しく理解して本人や家族の支えになる認知症サポーターの養成を推進し、その数は現在1000万人を突破しております。

また今年9月には、認知症施策推進基本法案の骨子案を取りまとめました。2019年の通常国会に基本法案が提出の見込みとされており、基本法が制定さ

れば、省庁横断での対策が進み、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指した一層の取組が必要となってきます。

本意見書案では、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法の制定、認知症サポーターの活用やガイドブックの作成、若年性認知症支援として若年性認知症支援コーディネーターの活動の促進、本人の状態に応じた就労の継続や社会参加ができる環境整備、ビッグデータの活用、次世代治療薬の開発、早期実用化や早期診断法の研究開発、リハビリや介護方法に関する研究などが盛り込まれており、国に対して、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた取組を強く求めるものとなっております。

以上のことから本意見書案に賛成の意を表明するものであります。

以上、御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（前田剛志） 4番 山本里香議員。

〔4番 山本里香議員登壇・拍手〕

○4番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

意見書案第17号全国知事会による米軍基地負担に関する提言の実現を求める意見書案に賛成の立場で日本共産党を代表して討論をいたします。

全国知事会が、この7月、日米地位協定の抜本的な見直しを盛り込んだ米軍基地負担に関する提言を全会一致で採択しましたことに心から敬意を表します。提言は、鈴木知事もメンバーになられた調査会において、有識者からの聞き取りや、日本と同じように米軍基地のあるドイツやイタリアでの実態調査など行い、基地への立ち入り権が保障され、訓練などに国内法が適用されていることを確認する中で出されたものです。

提言では、改善すべき課題として、基地存在自治体での住民等への過大な負担、基地周辺以外での飛行訓練による住民の不安、1960年の地位協定締結以来、ただの一度も改定されず、運用改善では不十分であること、沖縄県への基地の集中、基地返還による経済効果が基地経済を大きく上回ることを確認し、基地問題は、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることか

ら、何よりも国民の理解が必要としています。そして、具体的な提言として、米軍基地の整理、縮小、返還の促進など5項目を求めたものです。

私の一般質問での鈴木知事の発言にもあったように、米軍基地のない自治体を含む全47都道府県知事が、各自治体住民の生活に直結する重要な問題として、米軍基地負担の現状や改善すべき課題について共通理解を深め、米軍基地の負担軽減や日米地位協定の抜本的な見直し等に関する提言を決定したことは、極めて重い意味を持っています。

こうした提言が可決された背景には、県民の意思を無視し、新基地建設を強権的に押しつけようとする地方自治破壊への危惧、オスプレイなど米軍機の訓練飛行が全国展開され、住民無視の実態が国民的な懸念として広がったことがあります。

安倍首相は、戦後レジームからの脱却と言うなら、まさに占領時代の屈辱的な内容を引き継ぐ地位協定の見直しは不可欠です。

さきの沖縄県知事選挙では、佐喜真候補も地位協定の改定を公約として強く押し出していました。それを自民公明政府が、官房長官を先頭に全力で支援したわけですから、政府与党には公約実行、地位協定の改定を推進する責務があります。国において、国民の生命、財産や領土、領海等を守るという立場からも、全国知事会の米軍基地負担に関する提言が提起している事項について、一層積極的に取り組まれ実現を図るよう強く求めます。

最後に、私は一度しか沖縄に行ったことはありませんが、2016年、ちょうど20歳の女性が米軍属にレイプされ殺された許せない事件の直後でした。キャンプハンセンで怒りの抗議をする皆さんと一緒にいました。数々の戦争遺跡、余りにも多い米軍基地の有様に驚愕し、そして、辺野古の美しい海に感嘆いたしました。議員の皆さんも沖縄に行かれた方はたくさんいらっしゃると思います。その心に賛同を呼びかけ賛成討論をいたします。

加えて、請願第61号で私たちが反対いたしました件につきまして、意見書案第13号では、新しい経済政策パッケージ、消費税増税を前提とする文言が抜けて意見書案になっておりますので、大いに趣旨に賛同することをつけ加

えます。(拍手)

○議長(前田剛志) 7番 稲森稔尚議員。

[7番 稲森稔尚議員登壇・拍手]

○7番(稲森稔尚) 伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。意見書案第17号に対し賛成の立場から討論を行います。

全国知事会は47都道府県知事の総意として、今年7月、日米地位協定の抜本改定を盛り込んだ、米軍基地負担に関する提言を取りまとめました。提言は翁長前沖縄県知事の提案で全国知事会に設置をされた研究会において、日本と同様に米軍基地のあるドイツやイタリアでの実態調査などを行い、基地への立ち入り権が保障されていること、訓練などに国内法が適用されていることなどを確認して取りまとめられたものです。

なお、この研究会には、鈴木知事も米軍基地の所在しない県知事を代表して委員を務めてられました。

提言は調査結果として、日米安全保障体制の重要性を前提としながらも、改善すべき課題として基地存在自治体での住民等への過大な負担、基地周辺以外での飛行訓練による住民の不安、1960年の地位協定締結以来、一度も改定されず、運用改善では不十分であること、とりわけ沖縄県に基地が集中していること、基地返還による経済効果が基地経済を大きく上回ることを確認し、基地問題は各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要としています。

沖縄県では、米軍基地に起因する事件事故が繰り返されている状況です。中でも一歩間違えば人命財産にかかわる重大な事故につながりかねない航空機関連の事故は、沖縄の本土復帰、1972年から2016年末までの44年間に709件発生しています。1959年には沖縄本島中部の石川市にある宮森小学校に米軍戦闘機が墜落し、11人の児童を含む17人が死亡、210人の重軽傷者を出しました。2004年8月には米海兵隊所属の大型ヘリが沖縄国際大学に墜落、炎上しました。そして、2016年には県民が配備に強く反対してきたオスプレイが名護市の集落に墜落をしました。また、米軍人軍属等による刑法犯罪は本

土復帰から2016年末までの44年間で5919件が発生し、殺人、強盗、強姦など凶悪犯が576件となっています。1995年には小学生の少女が米兵3人に暴行される事件が発生し、敗戦から半世紀、基地被害と支配する側、される側という構造的な米兵の犯罪に苦しんできた沖縄県民の怒りが爆発しました。

国土面積の0.6%に過ぎない沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約70%以上に及ぶ広大な米軍基地があるがゆえに長年、事件事故が繰り返されています。

一方で、米軍基地は沖縄県経済発展においても最大の阻害要因となっています。沖縄本土復帰の1970年代と比べると沖縄経済における基地関連収入の割合は大幅に低下をしています。アジアの中心にある優位性を生かした産業等の成長も目まぐるしいものがあります。

沖縄県と本土にある米軍基地には大きな違いがあります。本土の米軍基地のおよそ90%が国有地であることに対して、沖縄県の米軍基地のおよそ40%は私有地であることです。これは県外の米軍基地の大半が旧日本軍の基地をそのまま使用していることに対し、沖縄県では旧日本軍が使用した区域にとどまらず、沖縄戦後も米軍が私有地が強制接収したことが背景にあります。これまでも現在も沖縄県民の意思によることなく、過重な基地負担が強いられてきたことが続いているということです。

政府は度重なる沖縄県民の民意を無視して、法律や条例を無視して違法に力づくで新基地建設を強行しようとしています。今こそ三重県を含む日本全体の安全保障を担い続けてきた沖縄県の歴史と実相に私たちは無関心ではなく、共通理解を深めていくということが最も重要です。

鈴木知事、あなたは立派です。冒頭述べてきたように、これまで政府が一度もやってこなかった日米地位協定の改定を求める提言の中心にいたんですから、本意見書案は鈴木知事をはじめ全国知事会の提言と同内容のものであり、それを三重県議会としても後押ししていこうというものです。三重県議会としても沖縄に寄り添い、立派な鈴木知事の勇氣ある行動を応援していきましょうということを申し上げ、議場の皆様の御賛同をお願いして賛成討論

といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

○議長（前田剛志） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第12号から意見書案第16号までの5件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

## 常 任 委 員 長 報 告

○議長（前田剛志） 日程第4、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、戦略企画雇用経済常任委員会及び予算決算常任委員会から調査の経過等について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。芳野正英戦略企画雇用経済常任委員長。

〔芳野正英戦略企画雇用経済常任委員長登壇〕

○戦略企画雇用経済常任委員長（芳野正英） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において特に議論のありました事項について、御報告申し上げます。

シャープ株式会社亀山工場に勤務していた労働者の大量離職に係る対応に



ついてであります。

外国人を中心に大量に雇い止めが発生しているとの報道がある中、現在、県では三重労働局と連携し、事実関係の確認に努めるとともに、対策チームを立ち上げ、情報共有のほか、必要な対策の検討などを開始しています。

県当局におかれては、離職した労働者の暮らしの不安解消を図るため、生活相談を含め、弱い立場にある労働者に寄り添った支援策を検討するとともに、円滑な再就職につながる対策を講じるよう要望します。

つきましては、事実確認の内容と今後の対応方針等を今後開催される委員会で報告することを求めます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 津村 衛 予算決算常任委員長。

〔津村 衛 予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（津村 衛） 予算決算常任委員会における平成31年度当初予算編成関係の調査の経過について、御報告申し上げます。

本委員会では、平成31年度当初予算関係の調査として、7月の平成30年版成果レポートに係る調査に始まり、10月から11月にかけて、決算審査と並行して、当初予算編成に向けての基本的な考え方について調査を行ってまいりました。

また、今月には、本委員会及び各分科会において、各部局の当初予算要求状況について慎重に調査を行ったところであります。

本県の財政は、三重県財政の健全化に向けた集中取組により一定の成果があらわれてきたものの、社会保障関係経費の増加が一定見込まれるなど、引き続き、予断を許さない状況にあり、平成31年度当初予算における各部局の予算要求状況は、歳入見込額と大きく乖離しているとのことであります。

しかしながら、このような厳しい財政状況にあっても、県民の命と暮らしを守る取組をより一層進めるとともに、三重の未来を切り開くための先行投資にも十分に配慮し、新たな時代の幕開けにふさわしい、未来に希望の持てる予算とする必要があります。

については、平成31年度当初予算編成に当たっては、集中取組に基づき、歳出構造の見直し等、持続可能で健全な財政運営に向けた取組を進める上で、必要な予算を削減することなく、新たな時代につながる未来志向の予算編成をされるよう要望します。

次に、当初予算要求状況に係る調査の過程において本委員会にて特に議論がありました主な事項について御報告申し上げます。

12月7日の総括的質疑においては、事業見直しによる効果、農林水産業の振興に向けた取組、児童虐待対応力の強化、消費税増税に伴う公共事業における税率の適用、水力発電事業譲渡差額金の活用方法などについて活発な議論がありました。

また、12月18日の本委員会において、各分科会委員長から、12月10日から13日に開催された各分科会で特に議論のあった事項について、次のとおり報告がありましたので順次申し述べます。

1点目は、今後の広報展開についてであります。

県データ放送の契約が今年度末で満了することに伴い、県当局より各種アンケート結果を踏まえた情報発信の強化や質の高い情報発信に向けた体制の充実など、今後の広報展開の案が示されました。

県当局におかれては、全体的な広報戦略の中で、県が発信する情報を整理し、それぞれの広報媒体の特性を生かして、県民の方々に質の高い情報を的確に届けることができるようにするとともに、新たな情報発信に取り組む際は、情報の対象者を明確にし、費用対効果の検討を十分に行った上で慎重に実施されるよう要望します。

2点目は、障がい者などの要配慮者が参加しやすい地域防災活動についてであります。

地域共生社会において、防災活動は障がい者などの要配慮者を含めた地域住民の積極的な参加とともに、災害時に要配慮者の皆さんに必要な支援を地域全体で十分に把握することが極めて重要ですが、要配慮者の皆さんは、そのような活動には積極的に参加しづらい状況があります。

県当局におかれては、要配慮者の皆さんが参加しやすい地域防災活動のあり方を研究するとともに、その参加によって、災害時に一人ひとりに必要となる対応が地域全体で把握できるよう、市町と連携し取り組まれることを要望します。

県当局におかれては、これらの議論についても十分に留意し、平成31年度当初予算に反映できるものは最大限反映していただきますよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田剛志） 以上で常任委員長の報告を終わります。

## 議 提 議 案 審 議

○議長（前田剛志） 日程第5、議提議案第8号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（前田剛志） 提出者の説明を求めます。9番 下野幸助議員。

〔9番 下野幸助議員登壇〕

○9番（下野幸助） ただいま議題となりました議提議案につきまして、提出者を代表いたしまして提案説明申し上げます。

議提議案第8号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案は、議会経費の削減のため、議員の旅費の支給等について改正を行うものであります。

なお、条例は、平成31年1月1日から施行するものであります。

以上をもちまして、提案の説明を終わります。

よろしく御審議いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田剛志） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、質疑並びに委員会付託を省略し、

直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

○議長（前田剛志） これより採決に入ります。

議提議案第8号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田剛志） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 議 案 審 議

○議長（前田剛志） 日程第6、議案第201号を議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（前田剛志） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ただいま上程されました議案第201号について、御説明いたします。

この議案は人事関係議案であり、教育委員会委員の選任について議会の同意を得ようとするものです。

以上、簡単ではございますが、提案の説明といたします。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前田剛志） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（前田剛志） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

- 議長（前田剛志） これより採決に入ります。

議案第201号を起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（前田剛志） 起立全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

## 閉会中の継続審査・調査

- 議長（前田剛志） 日程第7、閉会中の継続審査及び調査の件を議題といたします。

本件は、総務地域連携常任委員会ほか6常任委員会並びに議会運営委員会の各委員長から、お手元に配付の閉会中の継続審査・継続調査申出事件一覧表のとおり、それぞれ閉会中も継続してこれを行いたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。本件はいずれも申し出のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（前田剛志） 御異議なしと認めます。よって、本件はいずれも申し出のとおり認めることに決定いたしました。

## 常任委員会閉会中 継続審査・継続調査 申出事件一覧表

### 総務地域連携常任委員会

- 1 行財政の運営について
- 1 地域振興の推進について
- 1 スポーツの振興について
- 1 県南部地域の活性化について

### 戦略企画雇用経済常任委員会

- 1 県政の総合企画調整について
- 1 雇用対策について
- 1 エネルギー政策について
- 1 産業振興（農林水産業を除く。）について
- 1 国際交流及び観光の振興について
- 1 会計管理、監査その他行政運営の適正確保について

### 環境生活農林水産常任委員会

- 1 生活文化行政の推進について
- 1 環境保全の推進について
- 1 廃棄物対策について
- 1 農業の振興対策について
- 1 林業の振興対策について
- 1 水産業の振興対策について

請願第48号 主要農作物の種子を守る新たな法律の制定に関する意見書の  
提出をもとめることについて

### 医療保健子ども福祉病院常任委員会

- 1 保健衛生行政の推進について

- 1 社会福祉及び社会保障の推進について
- 1 地域医療対策について
- 1 子ども及び青少年の育成について
- 1 病院事業の運営について

#### 防災県土整備企業常任委員会

- 1 危機管理及び防災対策の推進について
- 1 公共土木施設の整備・維持管理について
- 1 都市計画、住宅、その他土木行政の推進について
- 1 公営企業（病院事業を除く。）の運営について

#### 教育警察常任委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 社会教育及び文化財保護行政の推進について
- 1 警察の組織及び運営について

#### 予算決算常任委員会

- 1 予算、決算等県財政について

#### 議会運営委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

- 1 議会の運営に関する事項について
- 1 議会関係の条例及び規則等に関する事項について
- 1 議長の諮問に関する事項について

---

○議長（前田剛志） 以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

## 閉 会

○議長（前田剛志） これをもって、平成30年三重県議会定例会を閉会いたします。

午前11時1分閉会

□閉会に当たり、前田剛志議長、鈴木英敬知事は、それぞれ次の挨拶を述べた。

○議長（前田剛志） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る1月18日に開会いたしました平成30年定例会は、337日間の会期を終え、本日ここに閉会の運びとなりました。

議員の皆様には、この1年間、提出されました諸議案をはじめ、県政の諸課題について終始熱心に御審議をいただきましたこととともに、議事運営にも格別の御協力をいただきましたことを心より感謝を申し上げます。

今定例会における議案等の審議を振り返りますと、2月定例会議では、防災・減災の強化、子どもたちの未来のための取組や、スポーツの推進などを重点化した平成30年度当初予算などについて審議を行い、可決しました。

6月定例会議では、昨年5月から特別委員会において検討が重ねられた障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案と、議会における危機管理に関する規定を追加した議会基本条例の改正案という、2件の議提議案などを可決したところであります。

9月定例会議では、地方財政の充実、強化や、自動車関係諸税の見直しなどの意見書案などを可決しました。

11月定例会議では、平成29年度の決算を認定するとともに、議会経費の削減のため、議員旅費の支給等の改正に係る議提議案などを可決しました。

当局におかれましては、これらの審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望等を十分尊重し、今後とも適切な県政運営に努められるよう、お願いを申し上げます。

また、今定例会では、議員の定数、選挙区等に係る条例の改正を求める議



提議案が、地域間の均衡の調整を図る観点と県内の各選挙区間における一票の格差の是正を図る観点から提出され、それぞれ僅差での議決となりました。

この課題につきましては、今後も県民意思等が的確に反映されるよう、不断の見直しを行っていく必要があります。

さて、本年5月の正副議長選挙において御推挙いただいてから、早いもので半年以上が経過いたしました。この間、6月には、議会基本条例の改正を受け、大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会が設置され、県議会として必要となる対応等について、様々な視点からの議論と検討が進められております。

7月には、議会経費削減に関する検討プロジェクト会議が設置され、議会経費の削減に向けた検討が進められているところであります。

8月には、県内11の高等学校から40人の生徒の皆さんに参加いただいた、みえ高校生県議会を開催し、様々な県政課題の提示とその解決を図るための提案等をしていただいたところであります。

10月からは、議員提出条例である三重県手話言語条例を踏まえた取組として、代表質問及び予算決算常任委員会の総括質疑の議会中継に、手話通訳を導入したところであります。

また、一方で、本県議会に対する県民の信頼を揺るがしかねない議員の発言もあり、再発防止のための対応もとられたところでありますが、こうしたことが二度と起きないよう、全議員が今一度、気を引き締めていく必要があると考えております。

本日、平成30年定例会が閉会となりますが、明年1月17日からの定例会におきましても、二元代表制の一翼を担う議会として、県民の負託に応えるべく議会機能の充実と強化に努め、引き続き住民本位の政策決定や監視、評価、政策立案等に一層取り組んでいく必要があると考えておるところであります。皆様方の御協力をいただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

最後になりますが、議員各位並びに執行部の皆様には健康に十分御留意をいただき、よい新年をお迎えいただきますことをお祈り申し上げまして、閉

会の挨拶とさせていただきます。お疲れさまでした。（拍手）

○知事（鈴木英敬） 閉会に当たり私からも御挨拶申し上げます。

今定例会は、1月18日の開会以来、本日まで約1年の長期にわたり開催されましたが、その間、議員の皆様方には終始御熱心に御審議をいただき、提出の全議案を議了いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

さて、本年は、平成30年7月豪雨をはじめ記録的な高温、台風、大地震など、大規模な自然災害が全国各地で頻発し、県内にも大きな被害がありました。

一方で、県内中心にインターハイが開催され、県民の皆様の御協力により成功裏に終えることができました。

来年は、平成という元号が改められる節目に当たります。この新しい時代の始まりに当たって、県民の皆様が夢や希望を持ち、明るく前向きに挑戦、活躍し続けられるよう、未来への希望を支える安全・安心の確保に向けた取組を着実に進めるなど、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の目標達成に向けて、スピード感を持って、オール三重でしっかりと取り組んでまいります。

今定例会を通じまして、議員の皆様方からいただきました貴重な御提言や御意見等につきましては、これを十分尊重させていただくとともに、今後の県政の推進にさらなる努力をしておりますので、格別の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、議員の皆様方におかれましては、御健康に十分御留意の上、なお一層県政発展のため御活躍くださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

地方自治法第123条の規定により署名する

議 長 舟 橋 裕 幸

副 議 長 水 谷 隆

議 長 前 田 剛 志

副 議 長 前 野 和 美

署名議員 田 中 智 也

署名議員 藤 根 正 典

署名議員 野 口 正